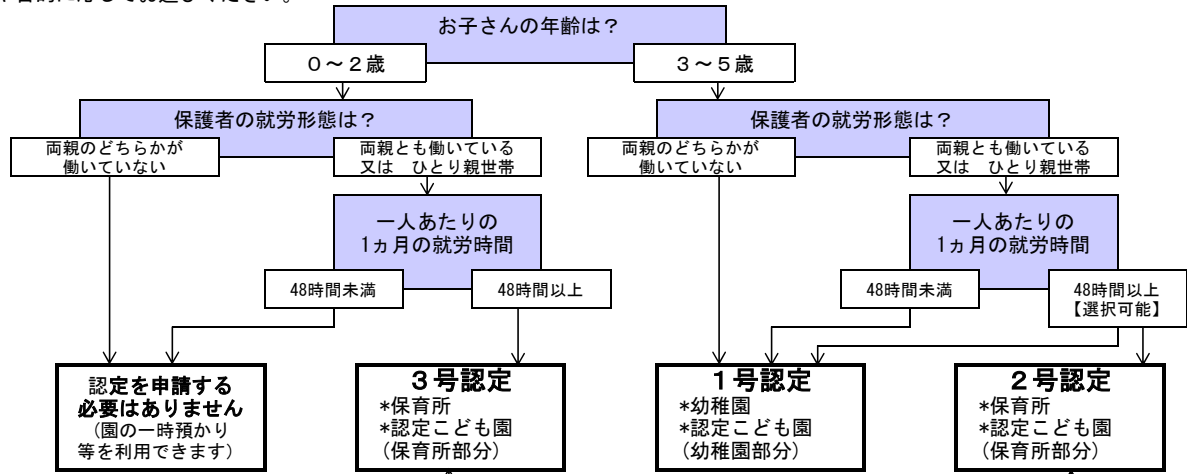


令和6年度 認定こども園等入園のご案内

認定こども園等の利用を希望される保護者の方は、子ども・子育て支援新制度により外ヶ浜町が定める以下の基準に従って認定を受けていただくこととなります。また、他市町村のこども園等の利用を希望される場合も、同様に外ヶ浜町の認定が必要となります。

【保育サービス】

保護者の働き方や子育ての状況に合わせて児童をお預かりするサービスがあります。状況や目的に応じてお選びください。



保護者の就労状況等に応じて、保育を受けられる時間が異なります。
 ①「保育標準時間（フルタイム就労など）」は、主に両親とも月120時間以上（週30時間）の就労や出産前後などの場合、最大11時間利用できます。
 ②「保育短時間（パートタイム就労など）」は、最大8時間利用できます。

【3つの認定区分】

施設を利用する際には、入園申込みと併せて、町から認定を受ける必要があります。これを「支給認定」といいます。認定には3つの区分があり、それによって利用できる施設が決まっています。

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用できる施設
満3歳以上の場合	教育を希望される場合	1号認定	教育認定	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園 (幼稚園部分)
	「保育の必要性」があり保育所等での保育を希望される場合	2号認定	保育認定	保育短時間 保育標準時間	・保育所 ・認定こども園 (保育所部分)
満3歳未満の場合		3号認定	保育認定	保育短時間 保育標準時間	・保育所 ・認定こども園 (保育所部分)

※保育所部分を希望する方は、3歳以上は2号認定、3歳未満は3号認定です。
 ※幼稚園部分を希望する方は、1号認定を受けることとなります。

【保育の必要量（2号・3号のみ）】

2号認定、3号認定を受けるためには、次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。また、就労状況などによって、保育を利用できる時間が異なります。

保育を必要とする事由		保育 短時間 利用 (1日最大8時間)	保育 標準時間 利用 (1日最大11時間)	証明書類等
①	就労 ・児童の親が家庭の外で仕事をしている場合 ・児童の親が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をしている場合 ・育児休業中の方	月48時間以上 120時間未満の就労	月120時間以上の就労	就労証明書
②	出産前後 ・母親が妊娠中であるか出産後間もない場合	—	○	母子手帳の写 (氏名及び出産予定日記載ページ)
③	保護者の疾病、障害	—	○	・通院（入院）証明 ・特定疾患の受給者証の写 ・障がい手帳等の写
④	同居親族の介護、看護 ・病人の介護をしている場合	月48時間以上 120時間未満の介護等	月120時間以上の介護等	・通院（入院）証明 ・障がい手帳等の写 ・介護保険証（認定済）等の写
⑤	災害復旧 ・火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合	—	○	被災・罹災証明書など
⑥	求職活動 ※ただし、有効期間は3ヶ月間で、延長する場合は再度申立書の提出が必要となります。	○	—	申立書 (有効期間3ヶ月間、延長の場合は再度申立書を提出)
⑦	就学・職業訓練	月48時間以上 120時間未満の就学	月120時間以上の就学	・在学証明書 ・学生証の写
⑧	その他（注1）	○	—	

（注1）：①から⑦までの事由が無くても町長が特例と認めたものは認定を受けることができます。

【幼稚園部分（1号）に入園できる基準】

保護者の就労等にかかわらず入園できます。

【利用料及び施設の紹介】

◆利用料について

年齢範囲	認定こども園 (2号・3号認定)	認定こども園 (1号認定)		認定保育所 幼稚園 認可外保育施設等
		教育部分	預かり保育	
3歳児～5歳児	無償	無償	無償※ 日額450円×利用日数 (上限11,300円)	当該施設の利用料等については、福祉課までお問合せください。
住民税課税世帯の満3歳児 (3歳になってから最初の3月31日まで)	—	無償	利用不可	
住民税非課税世帯の満3歳児 (3歳になってから最初の3月31日)	—	無償	無償※ 日額450円×利用日数 (上限11,300円)	
0歳児～2歳児	無償 (外ヶ浜町に住所を有する児童のみ)	—	—	

① ※の部分は「保育の必要性の認定」が必要となり、就労等の状況を確認します。

② 実費徴収されている通園送迎費、食材料費、行事費および延長保育料は、無償化の対象外となります。

◆外ヶ浜町の施設

認定こども園		住所	電話	定員 (50人)		年齢	開園時間
社会福祉法人希誠会 風のまちこども園	幼稚園部分	外ヶ浜町字下蟹田 122-5	22-2910	1号認定	10	満3歳～5歳	8:00～14:00 以降の利用は一時預かりで別料金がかかります。
	保育所部分			2号認定	26	3歳～5歳	
				3号認定	14	0歳～2歳	7:00～18:00 19:00まで延長保育が利用できます。

※詳しい内容は、「風のまちこども園ホームページ (<http://www.kanitahoikuen.jp/>)」をご覧ください。直接園にお問合せください。

◆今別町の施設 ※近隣広域入所施設

認定こども園		住所	電話	定員 (33人)		年齢	開園時間
学校法人北原学園 今別こども園	幼稚園部分	今別町大字今別字 中沢165-1	35-2128	1号認定	3	満3歳～5歳	9:00～15:00 以降の利用は一時預かりで別料金がかかります。
	保育所部分			2号認定	20	3歳～5歳	
				3号認定	10	0歳～2歳	7:00～18:00 短時間利用者のみ延長保育が利用できます。

※詳しい内容は、「学校法人北原学園ホームページ (<http://www.kitaharagakuen.com/>)」をご覧ください。直接園にお問合せください。